防衛省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二十八号

防衛省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の二」を「第二十五条」に改める。

第十条の三第七項中「をいう」の下に「。第二十八条第一号、第百七十三条第五号及び第百九十条第二号において同じ」を加える。

第十条の四第一項中「五人」を「七人」に改める。

第十八条中「七課」を「六課」に、「一人」を「三人」に改め、「戦略企画課」を削り、「運用政策課」を「運用政策課　運用基盤課」に改め、「訓練課」を削る。

第十九条第二号中「及び他課」を「並びに他課及び参事官」に改める。

第二十条を削り、第二十一条を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とする。

第二十三条第一号中「整備計画局」の下に「及び運用基盤課」を加え、同条を第二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（運用基盤課の所掌事務）

第二十三条　運用基盤課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　自衛隊の行動の基本に関する事務のうち、自衛隊の行動を円滑かつ効果的に実施するための自衛隊以外の者との調整に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

二　自衛隊の行動に関し必要な輸送の計画の基本に関すること。

三　自衛隊の部隊訓練の基本に関する事務のうち、自衛隊の部隊訓練を円滑かつ効果的に実施するための自衛隊以外の者との調整に関すること。

第二十四条第一号中「並びに第二十条第一号」を「第二十条」に、「、第二十二条第一号」を「並びに第二十一条第一号」に、「第二十一条第一号」を「、第二十二条第一号」に、「に掲げる事務、第二十五条の二に規定する事務並びに」を「、前条第一号及び第二号、次条第一号から第三号まで、」に、「第二十八条第二号」を「第二十八条第一号、第三号」に、「第四号」を「第五号」に改める。

第二十五条を次のように改める。

（参事官の職務）

第二十五条　参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　防衛及び警備に関する中長期的な見地からの政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　防衛及び警備の基本及び調整に関する事務のうち、我が国に対する武力攻撃の発生を未然に防止するための自衛隊の部隊訓練その他の活動に関する政策の企画及び立案に関すること。

三　防衛の分野における国際的な交流の基本及び調整に関する事務のうち、インド太平洋地域の安全保障環境の安定に資するものに関すること。

四　防衛政策局の所掌事務に係る諸制度の総合的な調査及び研究に関すること。

五　自衛隊の部隊訓練の基本に関すること（運用基盤課の所掌に属するものを除く。）。

六　防衛研究所が行う第五十二条第二項に規定する調査研究に関すること並びに防衛研究所の管理及び運営一般に関すること。

第二十五条の二を削る。

第二十六条中「情報通信課」を「サイバー整備課」に改める。

第二十七条第二号中「こと」の下に「（サイバー整備課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第二十八条の見出し中「情報通信課」を「サイバー整備課」に改め、同条中「情報通信課」を「サイバー整備課」に改め、第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関の組織、編成、装備及び配置の基本に関する事務のうち、サイバーセキュリティの確保に係るものに関すること。

第百七十三条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　装備品等及び役務に関する契約の相手方におけるサイバーセキュリティの確保に関すること。

第百八十七条の見出し中「課等」を「課」に改め、同条中「二課及び装備保全管理官一人」を「三課」に、「国際装備課」を「国際装備課　装備保全管理課」に改める。

第百八十八条第二号及び第五号中「装備保全管理官」を「装備保全管理課」に改める。

第百九十条の見出しを「（装備保全管理課の所掌事務）」に改め、同条中「装備保全管理官」を「装備保全管理課」に改め、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　装備品等及び役務に関する契約の相手方におけるサイバーセキュリティの確保に関すること。

附則第七項中「及び他課」を「他課」に、「並びに地方協力局及び」を「地方協力局並びに」に改める。

附則第八項中「第二十一条」を「第二十条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年七月一日から施行する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

2　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の六中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げる。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

3　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二本省内部部局の項中「第二十八条第一号」を「第二十八条第二号」に改める。

別表第三防衛装備庁内部部局の項中「装備保全管理官」を削る。

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月三十日

防衛大臣　浜田　靖一

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣総理大臣　岸田　文雄